自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン＜概要＞

○　自営型テレワークは、委託を受けて行う就労であり、基本的に労働関係法令が適用されない。
○　自営型テレワークの契約に係る紛争を未然に防止し、かつ、自営型テレワークを良好な就業形態とするために必要な事項を示すもの

1　定義

自営型テレワーク	注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労 （法人形態の場合、他人を使用している場合などを除く。）
自営型テレワーカー	自営型テレワークを行う者
注文者	自営型テレワークの仕事を自営型テレワーカーに直接注文し、又はしようとする者
仲介事業者	①　他者から業務の委託を受け、当該業務に関する仕事を自営型テレワーカーに注文する行為を業として行う者 ②　自営型テレワーカーと注文者との間で、自営型テレワークの仕事のあっせんを業として行う者 ③　インターネットを介して注文者と受注者が直接仕事の受発注を行うことができるサービス（いわゆる「クラウドソーシング」）を業として運営している者

2　関係者が守るべき事項（主なもの）

（1）募集

募集内容の明示	注文者又は②の仲介事業者は、文書、電子メール又はウェブサイト上等で次の事項を明示すること。 ①　仕事の内容 ②　成果物の納期予定日（役務が提供される予定期日又は予定期間） ③　報酬予定額・支払期日・支払方法 ④　諸経費の取扱い ⑤　提案等に係る知的財産権の取扱い ⑥　問合せ先
募集から契約までの間に取得した提案等の取扱い	•　選考外の用途で応募者に無断で使用等しないこと。 •　知的財産権を契約時に譲渡等させる場合は、募集の際にその旨を明示すること。

（2）契約条件の文書明示

契約条件の文書明示	注文者は、自営型テレワーカーと協議の上、次の事項を明らかにした文書を交付すること（電子メール又はウェブサイト上等の明示でも可）。 ①　注文者の氏名又は名称、所在地、連絡先 ②　注文年月日 ③　仕事の内容 ④　報酬額・支払期日・支払方法 ⑤　諸経費の取扱い ⑥　成果物の納期（役務が提供される期日又は期間） ⑦　成果物の納品先及び納品方法 ⑧　検査をする場合は、検査を完了する期日（検収日） ⑨　契約条件を変更する場合の取扱い ⑩　成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合等の取扱い（補修が求められる場合の取扱い等） ⑪　知的財産権の取扱い ⑫　自営型テレワーカーが業務上知り得た個人情報及び注文者等に関する情報の取扱い
保存	明示した文書又は電子メール等を３年間保存すること。

（３）契約条件の適正化

イ　契約条件明示に当たって留意すべき事項

注文者の氏名等	注文者が特定でき、確実に連絡が取れるものであること。
仕事の内容	作業を円滑に進めることができ、誤解が生じることがないよう明確に分かるものであること。
報酬額	同一又は類似の仕事をする自営型テレワーカーの報酬、仕事の難易度、納期の長短、自営型テレワーカーの能力等を考慮することにより、自営型テレワーカーの適正な利益の確保が可能となるように決定すること。
支払期日	注文者が成果物についての検査をするかどうかを問わず、成果物を受け取った日又は役務の提供を受けた日から起算して30日以内とし、長くても60日以内とすること。
支払方法	仲介事業者等の注文者以外の者が支払代行を行う場合には、契約条件の明示の際に、併せて明示すること。
諸経費	通信費、送料等仕事に係る経費において、注文者が負担する経費がある場合には、あらかじめその範囲を明確にしておくこと。
納期	作業時間が長時間に及び健康を害することがないように設定すること。その際、通常の労働者の１日の所定労働時間の上限（８時間）も作業時間の上限の目安とすること。
納品先	報酬の支払期日は納品日から一定日数以内とされる場合も多いため、確実な納品のために納品先を明確にしておくこと。
契約条件の変更	あらかじめ契約変更の取扱いを明らかにしておくこと。変更に当たっては、文書等で明示し合意すること等を明確にしておくこと。
補修	自営型テレワーカーの責任を含め明確にしておくこと。
知的財産権	注文者へ譲渡等させる場合、対価等をあらかじめ明確にしておくこと。*注文者である仲介事業者は、発注者に譲渡等をさせる場合、その旨も明確にすること。*
個人情報等	個人情報の安全管理に関する事項や機密情報等の取扱いに関する事項をあらかじめ明らかにしておくこと。

ロ　成果物の内容に関する具体的説明

ハ　報酬の支払

- 瑕疵が補修された場合は、報酬を支払う必要があること
- *は発注者が仲介事業者に報酬を支払わない場合でも、自営型テレワーカーが瑕疵のない成果物を納品し、役務を提供したときは仲介事業者報酬を支払うこと*

ニ　契約条件の変更

- 十分協議の上、文書等を交付すること。
- 自営型テレワーカーに不利益が生ずるような変更を強要しないこと
- *仲介事業者は、発注者が契約条件を変更する場合、自営型テレワーカーに不利益が生じないよう発注者と協議することが求められること。*

ホ　成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合の取扱い

- あらかじめ契約書において自営型テレワーカーが負担すると決めている範囲を超えて責任を負わせないようにすること。

ヘ　契約解除

- 合意解除の場合、十分協議した上で、報酬を決定すること。
- 自営型テレワーカーの債務の不履行がない場合、契約解除により自営型テレワーカーに生じた損害の賠償が必要となること。
- 注文者の責に帰すべき事由以外の事由（災害等）で契約が解除される場合に生じた負担は、十分協議することが望ましいこと。

ト　継続的な注文の打切りの場合における事前予告

- 継続的な取引関係にある場合に、注文を打ち切ろうとするときは、速やかに、その旨及び理由を予告すること。

（４）その他

手数料	*仲介事業者は、手数料の額、発生条件、徴収時期等をあらかじめ明示してから徴収すること。契約成立時に徴収する場合には、契約締結に際し額等を明示すること。*
物品の強制購入等	正当な理由なく自己の指定する物を強制して購入させたり、役務を強制して利用させないこと。
注文者の協力	仕事をする上で必要な打合せに応じる等必要な協力を行うことが望ましいこと。
個人情報等	利用の目的をできる限り特定し、同意を得ずに必要な範囲を超えて取り扱わないこと（仲介事業者も同様）。個人情報の取扱いを委託する場合、自営型テレワーカーに必要な監督を行うこと。
健康確保措置	健康確保のための手法について、情報提供することが望ましいこと。プライバシーの保護に配慮の上相談に応じ、作業の進捗状況に応じた必要な配慮に努めること。
能力開発支援	自営型テレワーカーの能力開発を支援することが望ましいこと。
担当者の明確化	あらかじめ、自営型テレワーカーからの問合せや苦情等に対応する担当者を明らかにすることが望ましいこと。
苦情の自主的解決	自営型テレワーカーと十分協議する等、自主的な解決を図るように努めること。*仲介事業者は、相談窓口の明確化など苦情処理体制の整備を行うことが望ましいこと。*
育児介護等と業務の両立に対する配慮	注文者は、自営型テレワーカーからの申出に応じて、自営型テレワーカーが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮を行うこと。
ハラスメント対策に係る体制整備	注文者は、業務委託におけるハラスメントにより自営型テレワーカーの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他必要な措置を行うこと。
その他	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律が適用される場合は遵守すること。

※斜体部：仲介事業者のみに求められる事項